

よう再公立願して、以来十余年前まで連盟と続けられていたが、世相の移り変りによつてか近年御出は中止され、四月二十五日に本殿祭を行い、踊、杖と奉納している。例祭が七月廿五日から四月二十五日になつたのは昭和二十三年のことと、その理由は旧暦七月は例年又文也両が多く、諸道具等の損傷が激しかったためという。又「志巻之大事」にあるように、杖は元禄元年関東之浪士荒水左馬助より伝授さうけたという。ながこの富辰神社の杖、踊日、昭和四十一年に大分県指定民俗資料になつてゐる。

(おちり)

研究

在浦の大庄屋たち

一 赤木村大庄屋文書の周辺(その十)――

会員 羽 柴 弘

「佐伯の殿さん浦でも」と、リアス式の海岸線が長く遠く、津久見浦から蒲江の累波当津浦まで、九十九浦からあがる魚介、海草、いとおの海の幸を豊かに恵まれていた佐伯藩、在(おち)即ち葦山村地帯もまたこれに劣らず地味豊沃で五穀よく稔り、木炭、椎茸等山の幸も多く、表高は僅か二万石であつたが、実質は三万数千石に達してあつたと考われ、藩庫日大いけうるおつたようである。

佐伯藩の政治は一体どんな形で行われていたか、家老御番頭、側用人、郡代所奉行など役向や身分とあつた名簿が伝えられてはいるが、それかどんな形で藩政と分

掌していたものであろうか。そんなことを思ひながら今回、その政治の末端を担当する在浦の大庄屋たちを挙げて見よう。

「佐伯郷土史」には安永四年(一七七五年)の大庄屋の者が載せられてゐる(同書百八十一頁)が、それは今から百九十三年前。赤木大庄屋文書の中に次に掲げられるような、銀会所出勤判当の文書が五通残されてゐる。その中の二村日又久二年(戊午、一八六二年)より百八年前)のものである。

(資料 第三十八)

覚

成九月十三日 銀会所詰願者左之通り

一 九月十三日分 蒲江浦 白岩 儀十郎

一 同 十八日分 赤水津浦 御手洗善左衛門

一 同 廿二日分 海濟村 望村 廣助

一 同 廿三日分 大坂本村 市野 源字 兵衛

一 同 廿七日分 横川村 竹田 与 兵衛

一 同 三十一日分 戸尻村 廣瀬 又之丞

一 同 八月分 仁田原村 小野 羊左衛門

一 同 十三日分 下直見村 佐藤 由 助

一 同 十七日分 廿二日迄

一 同 十八日分

一 同 廿二日迄

一 同 廿二日迄

一 同 廿二日迄

一 同 廿二日迄

一 同 廿二日迄

(脚註)

今日より

蒲江町の赤木浦
 江浦(旧蒲江町)
 と名義地
 浦(赤木津浦)
 赤木津浦(全域)

佐伯市八幡地区中
 海濟

田原村の古大坂
 本尺浦と一括
 (赤木天領)

直川村

佐伯市八幡地区
 川尻(おち)

直川村留原
 直川村下直見

一	同	廿三日迄	古市村
一	同	廿七日迄	江藤 又左衛門
一	同	廿八日迄	久部村
一	同	十一月三日迄	雪水 郎
一	同	四日迄	木立村
一	同	八日迄	泥谷 鈴左衛門
一	同	九日迄	野生村
一	同	十三日迄	西嶋悦右衛門
一	同	十四日迄	切畑村
一	同	十八日迄	出俣 藤七郎
一	同	十九日迄	上岡村
一	同	廿三日迄	小野 弥四郎
一	同	廿四日迄	入津浦
一	同	廿八日迄	三原 平兵衛
一	同	廿九日迄	中野村
一	同	十二月三日迄	川野 宇左工門
一	同	四日迄	上直見村
一	同	八日迄	甲斐 弥五郎
一	同	十九日迄	堅田村(系) 太郎
一	同	十三日迄	芦原村 太郎
一	同	十四日迄	赤木村
一	同	十八日迄	安藤 佐平

戊 九月三日

七十二日受取

吉野 洋太夫

佐伯市鶴見地区
 佐伯市大字出向
 上久押下久命地
 佐伯市木立地区
 佐伯市西上南地区
 弥生所切畑地区
 佐伯市上岡
 前江所上入津及
 下入津
 本直井中野地区
 直川村上直見
 佐伯市上(下)堅田
 青山(天領)除
 子殿太(即)から
 直川村大字赤木
 二の天書(寛政
 七)改して「コ大
 庄屋」
 五ツ時「八時
 △印」ころ脱字か
 順達(順)と違
 二入文書と違
 留分「最後」より

御贖の通りには銀会所勤務の暇日割表である。佐伯藩に於ける銀会所はどんな仕事をしていたか。場所は今も仲所一丁目、今泉金物屋のあたりであるが、その銀会所に在浦から一人づつ五日間も詰めて、どのような事務に当ったものか。今急にこれを解明するゆとりがないので、御存知の方から御教示を仰ぎたい。

尚この当番表には没れてゐる村や浦がある。例へば上野村、因尾村、現在の鶴見所、上浦所、津久見市に属する浦々、これはこの当番期間、前後に割当てられたものであろう。

この資料を前にふれた安永四年の大庄屋の額ぶれと比べて見ると約四分の三は同姓同名である。八十七年後の同姓同名は大庄屋が世襲の形で、父祖の名前を襲名したものであろう。八十七年をへだててゐるので、それは祖父か又は曾祖父に当るものと考えたい。

参考までに安永年間の大庄屋を挙げると次の通りである。へ増村氏佐伯御土更後編賜載のもの

堅田村	芦原 牧太郎	下野村	深天 末太郎
切畑村	出俣 藤七郎	上岡村	小野 弥四郎
古市村	江藤 又左衛門	下直見村	佐藤 由助
上直見村	甲斐 弥五郎	赤木村	安藤 佐平
仁田原村	小野 茂十郎	横川村	竹田 九郎
因尾村	高野 只八郎	中野村	川野 宇八郎
上野村	出俣 源五郎	大坂本村	市野 慶宇兵衛
木立村	泥谷 鈴左衛門	海濱村	笠村 廣助
戸穴村	廣瀬 又之丞	野生村	吉田 悦右衛門
津久見村	西郷 又右衛門	津久見浦	岩崎 太左衛門
改浦	軸 光 善兵衛	蒲江浦	白岩 儀十郎
赤木洋村	御手洗 善右衛門	入津浦	三原 平兵衛

これらを一見して佐伯藩領内では旧民大字筆位、大字

の小さいところでは数個の大字で、村浦を名づけ大庄屋に統轄させていたことがわかるが、僅か三四十戸の小部落でも何々村、何々浦と名乗らせていたことがいふ。な資料に見かけて、どうもすつきりしない点がある。戦前、合併以前の旧所村位の大ききであるが（米水津浦、中野村、上野村、切畑村はその例）、然し今日の直川村は赤木、仁田原、横川、上直見、下直見のいわゆる五か村で、明治以来は川原木村、直見村となつていた。浦辺にもこうして左横の狭いほおつたようである。

殆んどの大庄屋は名守（なまもり）を持つてゐるところを見ると、年貢諸上納の責任を負い、時折は金穀や建築用材等を献納し、大いに忠勤を励んでいたことであらうし、苗字、帯刀、麻上下、傘、瓦庇（かおんかさし）なども差許されるという恩恵にも浴していたことであらう。

大庄屋の下には各部落に庄屋があつて分担し、藩政の末端を預つて直接農民や隠民、大工左官その外もろの職人をおさえて、五人組の制度でがんじからめにしめつけた収奪の政治であつたので、時には農民村農民の宇目郷逃散というような厄介な問題も起つてゐる。従つて大庄屋は寛政よりしく、藩令を奉じて地域住民に対し、お役目大事にそつて慈父の温情をもつて甘後人と共に農民や隠民に臨んでいたのであつた。（この項もあり）

（附記）

この赤木村大庄屋文書は安政五年五月から文久二年十二月迄分、今も直川村又浦頭の安藤家に残つてゐる。又丹波村大庄屋高野家の文書は先年売りに出され、今は某大分図書館に納つてゐる。

外の大庄屋の文書はどうかあるだろうか。火災で踏んだり家がつぶれ左りになくなつた向もおろう。上野村大庄屋出納家のものは襖の下張にしてあつたのが発見されてゐる。そんな残りがたもある。

いづれにしても貴重な郷土資料である。その中に我々の先祖たちの生活史が記録されている。これが発掘ば私どもの責務であるといふ。

研究

佐伯藩の善行褒賞

南海部郡鶴見所羽出浦

賛助会員 安部弥 右衛門

佐伯史談十月号に、羽柴先生執筆に在る安政年間佐伯藩公から善行によつて褒賞を受け友人々の事蹟、まことに良いことと思ふので、この際それ以前に受賞してゐる人々の事蹟をも掲載することは無意味ではないと考へるので、私で判明する部分だけ、左に列挙して之を左に思ひます。またこの外にも資料七失、記録減れと、私の調査不足などのために、誤れもあるかと思ひます。お気づきの方には他日御察表をお願いいたします。

以下は主として鶴谷外史佐藤蔵太郎先生著「佐伯志」と「鶴藩略史」の中から引用、年次を逐うて掲げました。大方の各位には既に御承知のことと恐れ入りますが、一郡会員諸氏の御参考と、此種の事は普く一般に知つて貰ふ必要もあるかと思ひ、筆を執つたこととお断りいたします。

（慶長以降佐伯年代一覽）中

〔第六代 高慶〕

享保六年二月二十九日 古市町 所入弥助後家タマ、親

孝行につき生匠二人扶持を賜ある。

（この項鶴藩略史外に詳記あり、註（一）参照）

〔第七代 高丘〕

寛保三年十一月三日 古市町 町人佐平次、親孝行に

つき米三俵を賜ある。